

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 保管振替機関</p> <p>第一節 通則（第三条・第三条の五）</p> <p>第二節 業務（第四条・第六条の三）</p> <p>第三節 監督（第七条・第九条の五）</p> <p>第四節 合併、分割及び営業の譲渡（第十条・第十二条の三）</p> <p>第五節 解散等（第十三条・第十三条の四）</p> <p>第三章（第五章）（略）</p> <p>第六章 罰則（第四十二条・第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。</p> <p>3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 保管振替機関等（第三条・第十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章（第五章）（略）</p> <p>第六章 罰則（第四十二条・第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（適用有価証券）</p> <p>第二条 この法律は、証券取引所に上場されている株券その他の有価証券又は流通状況がこれに準ずる株券その他の有価証券で、主務大臣が指定したもの（以下「株券等」という。）について適用する。</p> <p>2 主務大臣は、前項の指定をしようとするときは、当該有価証券の保管及び受渡しの状況を勘案して、これをしなければならぬ。</p>

の規定により株券等の保管及び振替を行つたための口座を開設した者をいう。

第二章 保管振替機関

第一節 通則

(保管振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部(以下「保管振替業」という。)を営む者として、指定することができる。

一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

第二章 保管振替機関等

(指定)

第三条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部(以下「保管振替事業」という。)を適正かつ確実に行つことができる_{と認められるときは}、この法律の定めるところにより保管振替事業を行う者として、指定することができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 申請者が第十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していない者でないこと。

三 申請者の役員のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

四 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者がいないこと。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ 前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）（第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による

保管振替機関」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 保管振替機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（保管振替機関の業務）

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 株券等の保管に関すること。

二 株券等の振替に関すること。

三 その他この法律により保管振替機関が行うこととされている業務

2 保管振替機関は、主務省令の定めるところにより、その業務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

（業務規程）

第五条 保管振替機関は、保管振替事業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、保管振替事業において取り扱う株券等その他主務

刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
四 定款及び保管振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより保管振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 保管振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、保管振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。
六 その人的構成に照らして、保管振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した保管振替機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

（指定の申請）

第三条の二 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本の額及び純資産額
- 三 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 四 取締役及び監査役の氏名
- 五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容

省令で定める事項を定めなければならない。

3 保管振替機関は、保管振替事業において取り扱う株券等について当該株券等を発行した者の同意を得なければならない。
4 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が保管振替事業の適正かつ確実な運営上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

（参加者）

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

- 一 証券会社
 - 二 銀行
 - 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第二十五項に規定する証券金融会社
 - 四 その他株券等に関する取引状況が前三号に掲げる者の取引状況に準ずる者で主務大臣の指定したもの
- 2 前項の申出により保管振替機関が口座を開設した者（以下「参加者」という。）は、この法律の定めるところにより、保管振替機関に株券等を預託することができる。

（事業計画等）

第七条 保管振替機関は、毎事業年度開始前に（第三条第一項の指定

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

(資本の額等)

第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回ってはならない。

3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第三条の四 保管振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 保管振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに()、事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 保管振替機関は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第八条 保管振替機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、保管振替機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又はその在任により保管振替機関が第三条第一項第三号若しくは第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該保管振替機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第九条 保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 保管振替事業に従事する保管振替機関の役員及び職員は、(刑法)明治四十年法律第四十五号(その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 保管振替機関が第九条の規定による主務大臣の命令を実施するために資本の減少が必要である場合における商法第三百七十六条第二項の規定の適用については、同項中「第百条」とあるのは、「第百条第一項及第二項」とする。

4 保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条（第二十条第三項及び第二十一条第四項（第二十一条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及びこれらの規定を準用する第三十九条の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者（以下「預託債権者」という。）であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の催告は、することを要しない。

5 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第三項の資本の減少が必要である場合における預託債権者の異議について準用する。

（秘密保持義務）

第三条の五 保管振替機関の取締役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 業務

（業務の範囲）

（監督命令）

第十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十一条 主務大臣は、保管振替事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定の取消し）

第十二条 主務大臣は、保管振替機関が次の各号の一に該当するとき、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 保管振替事業を適正かつ確実に運営することができないと認められるとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第五条第一項若しくは第

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 株券等の保管に関する業務
- 二 株券等の振替に関する業務
- 三 その他この法律により保管振替機関が行つこととされている業務

(兼業の制限)

第四条の二 保管振替機関は、保管振替業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に関連する業務で、当該保管振替機関が保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(保管振替業の一部の委託)

第四条の三 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、保管振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 保管振替機関は、前項の規定による保管振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託し

七条第一項の規定により認可を受けた事項に違反したとき。

三 第五条第四項、第八条第二項又は第十条の規定による処分違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(残務の結了)

第十三条 保管振替機関が解散し、又は前条第一項の規定によりその指定を取り消された場合においては、当該保管振替機関であつた者は、当該保管振替機関が行つた保管振替事業に係る業務を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者は、その保管振替事業に係る業務の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

ない旨の条件を付さなければならない。

(業務規程)

第五条 保管振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取り扱う株券等に関する事項
- 二 参加者の口座に関する事項
- 三 参加者の顧客の口座に関する事項
- 四 株券等の預託及び保管に関する事項
- 五 預託を受けた株券等に不足が生じた場合の補てんに関する事項
- 六 株券等の振替に関する事項
- 七 株券等の交付に関する事項
- 八 預託を受けた株券等に係る権利の行使に関する事項
- 九 第三十一条(第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。)の通知に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、保管振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

(口座の開設)

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

- 一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第九項に規

-
- 定する証券会社
- 二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条
第二号に規定する外国証券会社
 - 三 証券取引法第二条第二十五項に規定する証券金融会社
 - 四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定す
る銀行
 - 五 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規
定する長期信用銀行
 - 六 信託会社
 - 七 農林中央金庫
 - 八 商工組合中央金庫
 - 九 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一
項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - 十 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一
条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第
一項第二号の事業を行う漁業協同組合並びに同法第九十三
条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十
七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
 - 十一 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律
第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連
合会
 - 十二 信用金庫及び信用金庫連合会
 - 十三 労働金庫及び労働金庫連合会
-

十四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する
保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等

十五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百
九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人

十六 その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの

2 参加者は、この法律の定めるところにより、保管振替機関に株券
等を預託することができる。

（発行者の同意）

第六条の二 保管振替機関は、あらかじめ発行者から当該保管振替機
関において取り扱うことについて同意を得た株券等でなければ、取
り扱うことができない。

（差別的取扱いの禁止）

第六条の三 保管振替機関は、特定の参加者又は発行者に対し不当な
差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

（帳簿書類等の作成及び保存）

第七条 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関
する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第七条の二 保管振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、主務省令で定める。

(定款又は業務規程の変更)

第七条の三 保管振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(商号等の変更の届出)

第七条の四 保管振替機関は、第三条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により保管振替機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(事故の報告)

第七条の五 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第八条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第九条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、保管振替機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第九条の二 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若し

くは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

一 第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

二 第三条第一項の指定同時に同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務移転命令)

第九条の三 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、保管振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消されたとき。

二 保管振替業を廃止したとき。

三 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む)。

四 保管振替業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債

務を弁済することができない事態又は破産の原因たる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

第九条の四 前条の規定による命令を受けた保管振替機関(次項及び次条第一項において「特定保管振替機関」という。)における商法第二百四十五条第一項、第二百四十三条、第二百四十五条第二項(同法第二百四十六条において準用する場合を含む。)、第三百七十四條ノ十七第四項又は第四百八条第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 特定保管振替機関における商法第四百八条第四項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議(以下この項及び次項において「仮決議」という。)があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

4 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合

について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

（業務移転命令に伴う営業譲渡における預託債権者保護手続の特例）

第九条の五 特定保管振替機関が第十二条第一項に規定する営業譲渡を行う場合における預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けについては、第十二条の二第一項の規定にかかわらず、個別の預託債権者の承諾を得ないことができる。

2 前項の場合においては、第十二条第二項に規定する譲受会社は、債務の引受けの日から二週間以内に、当該債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある預託債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第二項の規定による預託債権者の異議について準用する。

第四節 合併、分割及び営業の譲渡

（特定合併の認可）

第十条 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が保管振替業を営む場合に限る。以下この節において「特定合併」といふ。）は、

主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社（以下この節において「特定合併後の保管振替機関」という。）について第三条の二第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 特定合併後の保管振替機関が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確實であること。

5 特定合併後の保管振替機関（保管振替機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 特定合併後の保管振替機関は、特定合併により消滅した保管振替機関の業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（特定合併の場合の預託債権者の異議）

第十條の二 保管振替機関が特定合併の決議をした場合においては、預託債権者（参加者を除く。）に対する商法第四百十二條第一項の規定による催告は、することを要しない。

2 預託債権者（参加者を除く。）が商法第四百十二條第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者の顧客口座簿を管理する参加者を經由して行わなければならない。

3 預託債権者が商法第四百十二條第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、第二十八條第一項（第三十九條第一項において準用する場合を含む。）の株券等の交付の請求又は第三十四條第一項の単元未満株式の同法第二百一十一條第六項において準用する同法第二百二十條ノ六第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

4 前項の預託債権者に係る商法第四百十二條第二項の規定の適用については、同項中「第百條第一項後段、第二項及第三項」とあるのは、「第百條第一項後段及第二項」とする。

（特定合併の効果）

第十條の三 特定合併の時にその当事者となる保管振替機関の参加者（商法第四百十二條第二項において準用する同法第百條第一項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。）であつた者が現に受けている第十四條第一項ただし書又は第二項

（これらの規定を第三十九條第一項において準用する場合を含む。

）の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請

求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

- 2 保管振替機関が特定合併を行つた場合には、当該保管振替機関に係る第二十九条第二項に規定する保管振替機関名義株式（第二十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する第二十九条第二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二条の三第三項において「保管振替機関名義株式等」という。）は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式等とみなす。

（新設分割の認可）

第十一条 保管振替機関が新たに設立する株式会社に保管振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この節において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、新設分割により設立される株式会社（以下この節において「設立会社」という。）について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 第三条の二第一項各号に掲げる事項
- 二 設立会社が承継する保管振替業

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書

類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第三条第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確實であること。

5 設立会社は、新設分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 設立会社は、新設分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(新設分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の二 保管振替機関が新設分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第三百七十四条ノ四第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四条ノ十第一項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四条ノ四第二項の規定の適用については、同項中「第百条第一項後段第二項第三項及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及

第二項」とする。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、新設分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。

(新設分割の効果)

第十一条の三 第十条の三第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、同項中「(商法第四百十二条第二項」とあるのは、「(設立会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第二百七十四条ノ四第二項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは、「請求(設立会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)(は、設立会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部について新設分割を行つたときの設立会社について準用する。

(吸収分割の認可)

第十一条の四 保管振替機関が他の株式会社^一に保管振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この節において単に「吸収分割」という。)(は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、吸収分割により保管振替業の全部又は一部を承継する株式会社(以下この節において「承継会社」という。)(について次に掲げる事項を記載した吸収分

割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する保管振替業

3 吸収分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確定であること。

5 承継会社（保管振替機関が承継会社である場合を除く。）は、吸収分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 承継会社は、吸収分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（吸収分割の場合の預託債権者の異議）

第十一条の五 保管振替機関が吸収分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者（参加者を除く。）（）に対する商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四条ノ第二項の規定の適用については、同項中「第百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ第四第一項但書及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及第二項」とする。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、吸収分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。

(吸収分割の効果)

第十一条の六 第十条の三第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、同項中「(商法第四百十二条第二項」とあるのは「(承継会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四条ノ二十第二項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(承継会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)(は、承継会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部について吸収分割を行ったときの承継会社について準用する。

(営業譲渡の認可)

第十二条 保管振替機関が他の株式会社に行つ保管振替業の全部又は一部の譲渡(以下この節において「営業譲渡」という。)(は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、営業譲渡により保

管振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この節において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する保管振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確定であること。

5 譲受会社（保管振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、営業譲渡をした保管振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基ついて有する権利義務及び第六条の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

（営業譲渡の場合の預託債権者の異議）

第十二条の二 保管振替機関が営業譲渡の決議をした場合においては、保管振替機関は、当該決議の日から二週間以内に、当該営業譲渡に伴う預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けの内容の要旨

及びこれに対し異議のある当該債務の引受けに係る預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、当該債務の引受けに係る参加者に対して各別にその旨を催告することができる。この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合における債務の引受けに係る預託債権者の異議について準用する。

(営業譲渡の効果)

第十二条の三 第十条の三第一項の規定は、営業譲渡について準用する。この場合において、同項中「(商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。）」とあるのは、「(第十二条の二第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したとみなされるものに限る。）」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(譲受会社に譲渡する保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。）」は、「譲受会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部の譲渡を行った場合の譲受会社について準用する。

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用

する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する優先出資及び受益権、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資について、商法第二百二十六条ノ二第四項（資産の流動化に関する法律第四十九条及び第七十八条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）の規定による株券等の発行又は返還の請求をすることができる。

第五節 解散等

（解散等の認可）

第十三条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 一 保管振替機関の解散についての株主総会の決議
- 二 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が保管振替業を営まない場合に限る。）

（指定の失効）

第十三条の二 保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは

、第三条第一項の指定は、その効力を失つ。

一 保管振替業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

2 前項の規定により指定が効力を失つたときは、その保管振替機関であつた者又は一般承継人（合併により消滅した保管振替機関の権利義務を承継した者であつて、保管振替業を営まないものに限る。次条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定取消し等の場合のみなし保管振替機関）

第十三条の三 保管振替機関が第九条の二第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合においては、その保管振替機関であつた者又は一般承継人は、当該保管振替機関が行つた保管振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者又は一般承継人は、その保管振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

（清算手続等における主務大臣の意見等）

第十三条の四 裁判所は、保管振替機関の清算手続、破産手続、再生

手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に
対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる
。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認める
ときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第八条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査
又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(顧客の株券の預託)

第十五条 顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託する参加
者は、保管振替機関ごとに、その顧客のために口座を開設し、顧客
口座簿を備えなければならない。

2 顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載する。

一 三 (略)

四 その他主務省令で定める事項

(参加者口座簿)

第十七条 (略)

2 保管振替機関は、参加者口座簿に、参加者の名称及び住所のほか
、第十四条第一項の規定により参加者が預託した株券(以下「預託
株券」という。)につき、次に掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 三 (略)

(顧客の株券の預託)

第十五条 顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託する参加
者は、その顧客のために口座を開設し、顧客口座簿を備えなければ
ならない。

2 顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載する。

一 三 (略)

四 その他の主務省令で定める事項

(参加者口座簿)

第十七条 (略)

2 保管振替機関は、参加者口座簿に、参加者の名称及び住所のほか
、第十四条第一項の規定により参加者が預託した株券(以下「預託
株券」という。)につき、次に掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 三 (略)

四 その他主務省令で定める事項

(保管振替機関の機関口座)

第十七条の二 保管振替機関は、自己のために株券の保管及び振替を行うための口座を開設し、機関口座簿を備えることができる。

2 前項の場合において、保管振替機関は、機関口座簿に、自己の商号のほか、保管及び振替を行おうとする株券につき、会社の商号並びに株式の種類及び数その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 次条及び第二十六条第四項の規定の適用については機関口座簿は参加者口座簿とみなし、第二十三条及び第二十五条の規定の適用については機関口座簿に記載された株式に係る株券は預託株券とみなす。

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による振替の請求があつたときは、保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、遅滞なく、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該請求に係る振替の記載をしなければならない。

(機関口座簿に記載された株式の振替)

第二十六条の二 保管振替機関は、機関口座簿に記載された株式につき、他の口座へ振替を行うことができる。

四 その他の主務省令で定める事項

(新設)

(新設)

(新設)

(保管振替機関の地位)

第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、預託株券である旨を明らかにして、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならぬ。

2 保管振替機関は、会社の株主名簿に、預託株券に係る株式である旨が記載され、かつ、自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。

3 (略)

(実質株主の通知)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、保管振替機関は、参加者が自己分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者(主務省令で定める場合において、当該参加者から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者)を、参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者が報告した者を実質株主として通知しなければならない。

(保管振替機関の地位)

第二十九条 保管振替機関は、預託株券の保管に際し、自己を株主とする名義書換の請求をすることができる。この場合においては、預託後相当の時期にその請求をしなければならない。

2 保管振替機関は、会社の株主名簿に自己が株主として記載されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。

3 (略)

(実質株主の通知)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、保管振替機関は、参加者が自己分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者(主務省令で定める場合において、当該参加者から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者)を、参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式については当該参加者が報告した者を実質株主として通知しなければならない。この場合においては、参加者は、顧客(主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があ

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客（主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を**実質株主**として当該事項を報告しなければならない。

5 (略)

(実質株主名簿)

第三十二条 会社は、保管振替機関ごとに、**実質株主名簿**を本店に備え置かなければならない。

2・3 (略)

4 保管振替機関名義株式につき、前条第五項の規定による通知を受けたときは、会社は、通知事項の変更を**実質株主名簿**に記載しなければならぬ。

5・6 (略)

7 会社の親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法第二十条）第四第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会社の**実質株主名簿**の閲覧又は謄写を請求することができる。

つたときは、その者）を**実質株主**として報告しなければならない。
(新設)

4 (略)

(実質株主名簿)

第三十二条 会社は、**実質株主名簿**を本店に備え置かなければならない。

2・3 (略)

4 保管振替機関名義株式につき、前条第四項の規定による通知を受けたときは、会社は、通知事項の変更を**実質株主名簿**に記載しなければならぬ。

5・6 (略)

7 会社の親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会社の**実質株主名簿**の閲覧又は謄写を請求することができる。

(株券以外の有価証券)

第三十九条 (略)

2 前項に規定する規定のほか、第十九条の規定は株券以外の有価証券のうち外国法人の発行する有価証券で株券の性質を有するものについて、第二十条、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券でその表示する権利の行使により株式の発行を受けるべきこととなるものについて準用する。

3 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(第三十一条第一項第二号及び第二項、第三十二条第七項並びに第三十四条の規定を除く。)は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債券について、第二十条、第二十二条、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。

5 (略)

6 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(

(株券以外の有価証券)

第三十九条 (略)

2 前項に規定する規定のほか、第十九条の規定は株券以外の有価証券のうち外国法人の発行する有価証券で株券の性質を有するものについて、第二十条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券でその表示する権利の行使により株式の発行を受けるべきこととなるものについて準用する。

3 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(第三十一条第一項第二号及び第二項、第三十二条第七項並びに第三十四条の規定を除く。)は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債券について、第二十条、第二十二条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。

5 (略)

6 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(

第三十一条第一項第三号及び第二項並びに第三十四条の規定を除く。
。）は、株券以外の有価証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第三十二条第七項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号及び第二項、第三十二条第七項並びに第三十四条の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第三項の規定は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定

第三十一条第一項第三号及び第二項並びに第三十四条の規定を除く。
。）は、株券以外の有価証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第三十二条第七項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号及び第二項、第三十二条第七項並びに第三十四条の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条並びに第三十一条第二項及び第三項の規定は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権を

する優先出資引受権を表示する証書について準用する。

9 (略)

(財務大臣への協議)

第三十九条の二の二 主務大臣は、保管振替機関に対し第九条の二第一項の規定による第三条第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への通知)

第三十九条の三 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による指定(第十条第五項、第十一条第五項、第十一条の四第五項又は第十二条第五項の規定により指定を受けたもの)とみなされる場合を含む。

二 第九条の二第一項の規定による第三条第一項の指定の取消し

2 主務大臣は、第十三条の二第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

第六章 罰則

第四十二条 第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項

表示する証書について準用する。

9 (略)

(財務大臣への協議)

第三十九条の二の二 主務大臣は、保管振替機関に対し、第十二条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への通知)

第三十九条の三 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による指定

二 第十一条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消し

(新設)

第六章 罰則

第四十二条 第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又

第十八条若しくは第二十六条第四項（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して顧客口座簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に記載すべき事項を記載せず、又はこれらに虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第九条の二第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 二 第三十一条第一項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、第三十一条第二項（第三十九条第二項、第四項及び第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条第四項（第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）又は第三十一条第五項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質権利者、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条の四第二項若しくは第十二条第二項の申請書又は第三条の二第一

は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第四十五条 保管振替機関の役員又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第一項、第十七条第二項又は第十八条（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第十六条第二項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。

三 第十六条第三項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。

項、第十条第三項、第十一条第三項、第十一条の四第三項若しくは第十二条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第七条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第七条の二第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第十三条の四第三項において準用する第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十五条 第三条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の四第一項の規定による認可を受けずに資本の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第七条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を

四 正当の理由がなく、第二十六条（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による振替の請求を拒んだとき。

五 正当の理由がなく、第二十八条第一項及び第三項（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による交付の請求を拒んだとき。

六 第二十九条第一項後段（第三十九条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

七 第三十一条第一項（第三十九条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、又は第四項（第三十九条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員若しくは実質投資主についての通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八 正当の理由がなく、第三十六条（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）、の規定による参加者口座簿又は顧客口座簿の写しの交付を拒み、又は虚偽の写しを交付したとき。

第四十六条 商法第四百九十八条第一項、資産の流動化に関する法律第二百五十二条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一条又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十四条第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

した者

三 第七条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第四十二条又は第四十三条 三億円以下の罰金刑

二 第四十四条（第五号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第四十四条第五号又は前条 各本条の罰金刑

第四十八条 保管振替機関の取締役、監査役若しくは清算人又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三条の四第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条又は第九条の三の規定による命令に違反したとき。

三 第九条の五第二項の規定に違反したとき。

四 正当の理由がなく、第十条の二第二項（第九条の五第四項、第十一條の二第三項、第十一条の五第三項及び第十二條の二第三項）において準用する場合を含む。（）の規定による異議の伝達を行わなかつたとき。

五 第十六条第二項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）

一 第三十二条第一項又は第五項（これらの規定を第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質権

利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、第三項（第三十九条第二項から第四項まで、第六項及び第七項において準用する場合を含む。）又は第四項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、又は第七項（第三十九条第六項において準用する場合を含む。）、の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

む。) の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。

六 第十六条第三項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。

七 正当の理由がなく、第二十八条第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。) の規定による交付の請求を拒んだとき。

八 第二十九条第一項後段（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。) の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

九 正当の理由がなく、第三十六条（第三十九条第一項において準用する場合を含む。) の規定による参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写しの交付を拒み、又は虚偽の記載をして参加者口座簿若しくは顧客口座簿の写しを交付したとき。

第四十九条 商法第四百九十八条第一項、資産の流動化に関する法律第二百五十二条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一条又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十四条第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項又は第五項（これらの規定を第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。) の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質権

利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかつたとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、第三十二条第三項（第三十九条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）、又は第三十二条第四項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、又は第三十二条第七項（第三十九条第六項において準用する場合を含む。）、の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

第五十条 第十三条の二第二項に規定する保管振替機関であつた者又は一般承継人の役員が同項の規定に違反して届出を怠つたときは、三十万円以下の過料に処する。